

所管部課	会 計 課		部長	神 山 尚	
件 名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市公金取扱金融機関等に関する規則 東大和市税条例施行規則			
	部課機関	納税課			
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 各金融機関の間で行われている手形及び小切手の交換は、手形法及び小切手法の規定に基づき、法務大臣が指定した全国各地の「手形交換所」において行われている。このような中、業務の電子化に対応するため、令和4年11月4日から全国各地の「手形交換所」が廃止され、その機能を引き継ぎつつ、電子化に対応できる「電子交換所」が設立されることになった。 これを受け、本規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容 第30条第1項中「東京手形交換所参加地域」を「電子交換所が所管する区域」に改める。</p> <p>(3) 施行日 令和4年11月4日</p> <p>(4) 影響及び効果 手形及び小切手の取り扱いにおける適切な運用が図られる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。